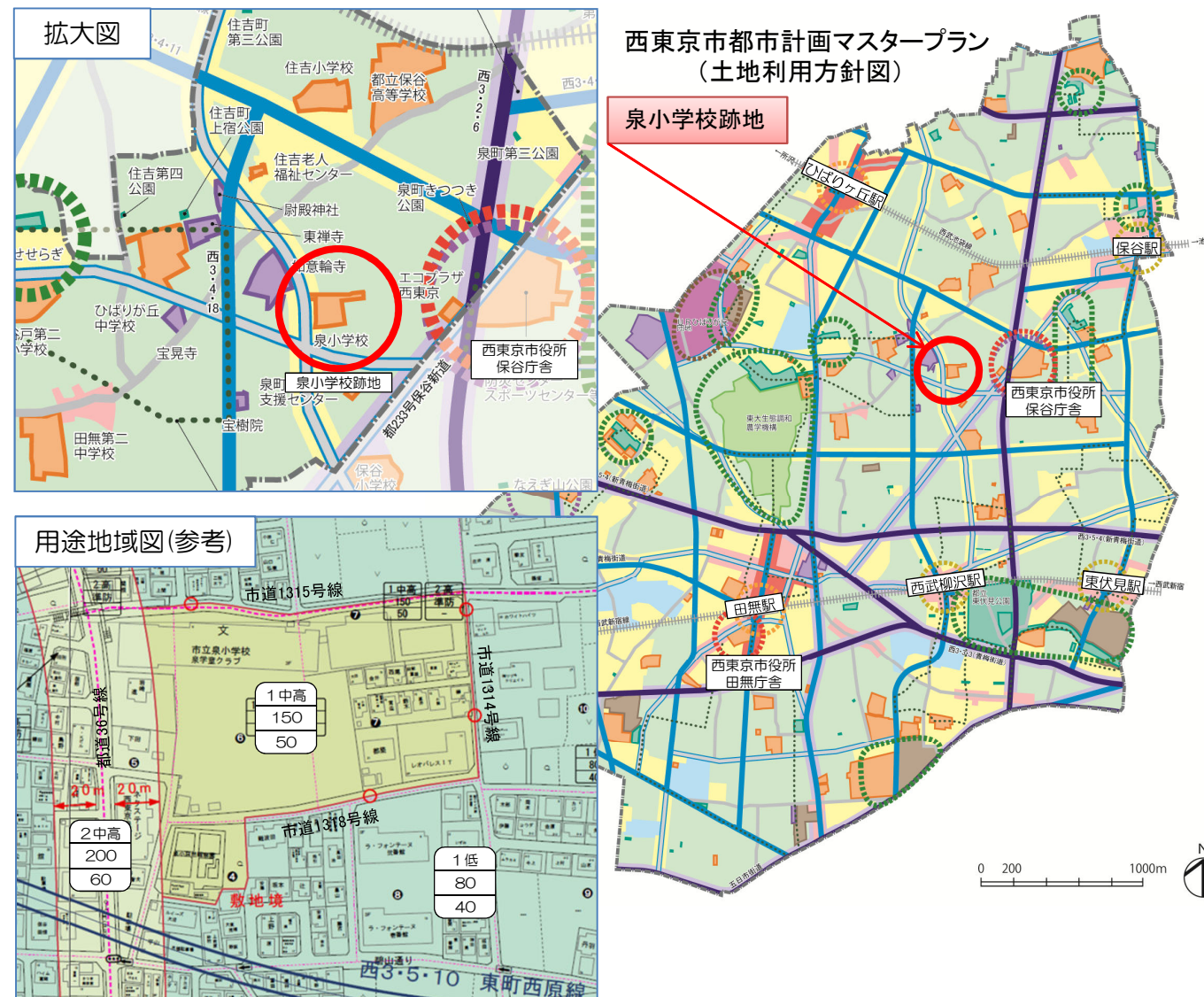


都市計画マスタープランにおける位置づけ

- 「中層住宅地区」は住環境の保全に努めつつ、良好な中・低層住宅が立地する地区となるよう規制・誘導する（西側都道沿道）
- 「低層住宅地区」はゆとりをもって建築された戸建て住宅などの低層住宅が集積する地区となるよう規制・誘導する（小学校跡地周辺）



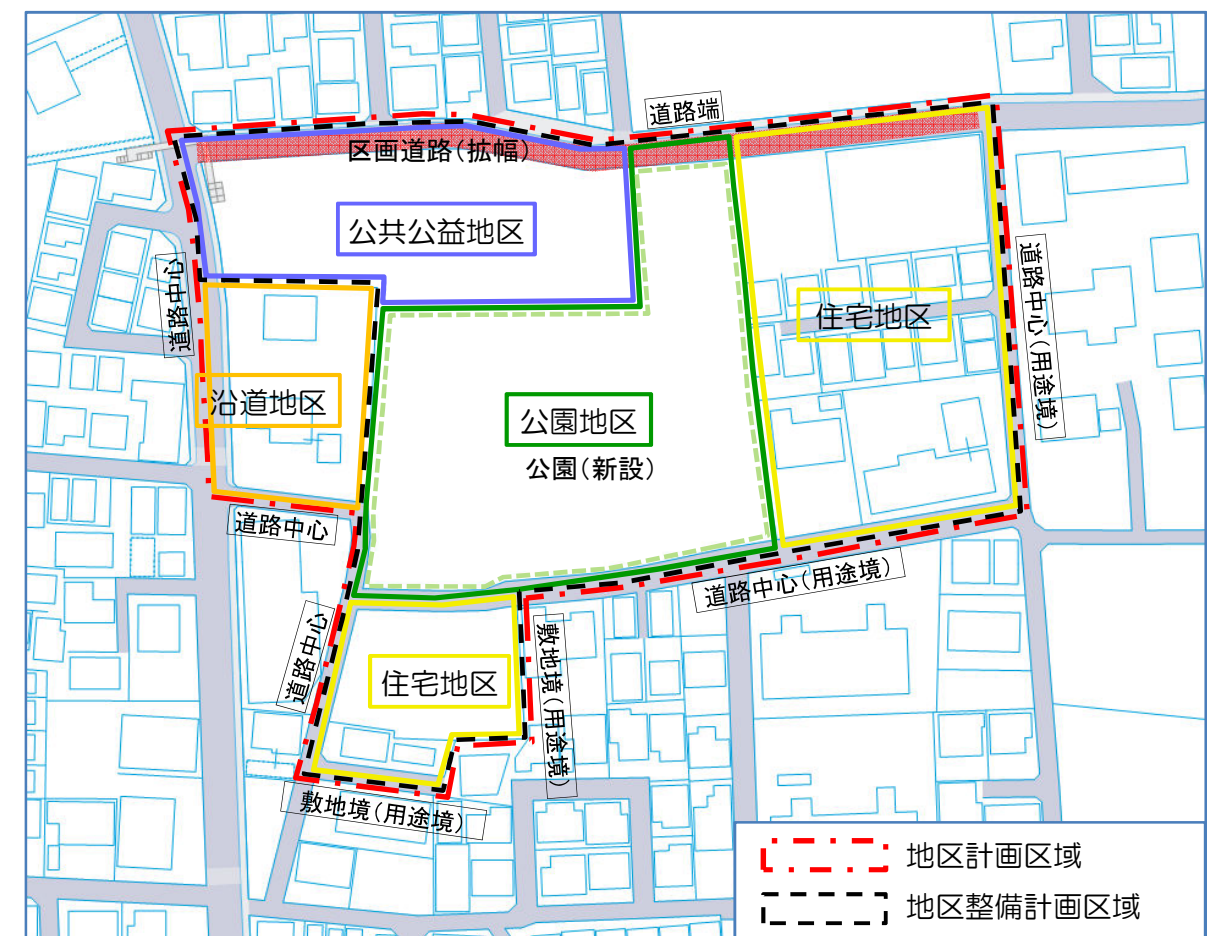
地区計画の内容(検討中)

- 面積：約1.7ha（地区整備計画区域 約1.5ha）
- 目標：周辺の住環境と調和した土地利用の規制・誘導を図る
- 地区区分：公共公益地区、公園地区、住宅地区、沿道地区（※地区名は仮称）
- 地区整備計画

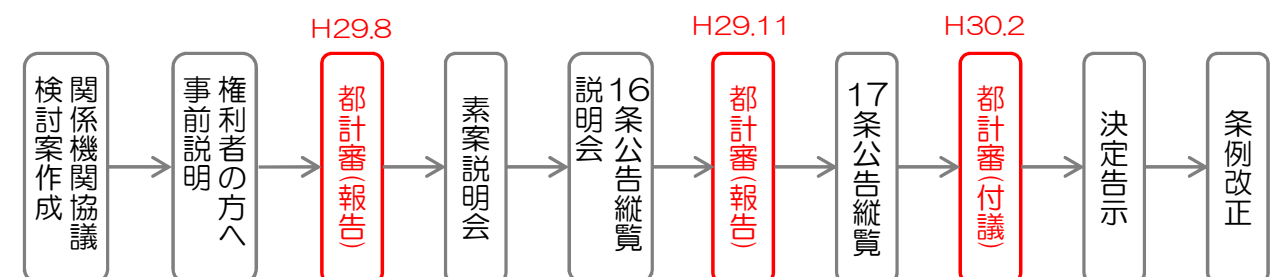
地区施設：区画道路（拡幅）、公園（新設）

建築物等に関する事項：

用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又は柵の構造の制限 等



今後の予定



鉄道 広域幹線道路 一般幹線道路 主要生活道路(生活幹線道路) 主要生活道路(生活幹線道路を除く) 散歩道	低層住宅地区 中層住宅地区 商業拠点地区 近隣型商業地区 都市型産業基盤地区 沿道型市街地地区 住環境創出拠点地区 文化拠点地区	行政サービス拠点 商業中心拠点 生活拠点 文化拠点 住環境創出拠点 みどりの拠点	主な公共・公益施設 社寺 民間グラウンド等 主な公園・緑地
---	--	--	---